令和5年6月16日開会

令和5年6月徳島県議会定例会議案

目 次

第	1	号	令和5年度徳島県一般会計補正予算(第1号)	l頁
第	2	号	令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算(第1号) 7	7
第	3	号	令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算(第1号) 9)
第	4	号	令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)	l
第	5	号	令和 5 年度徳島県病院事業会計補正予算(第 1 号)	
第	6	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	5
第	7	号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	7
第	8	号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する	
			条例の一部改正について)
第	9	号	徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について	l
第	10	号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正	
			について	3
第	11	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	
第	12	号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	
第	13	号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)
第	14	号	第2三好寮・三好市地域利便性施設(仮称)新築工事のうち建築工事の請負契約について 31	l
報	告 第	1 号	令和4年度徳島県継続費繰越計算書について	3
報	告 第	2 号	令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	
報	告 第	3 号	令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書について47	7
報	告 第	4 号	令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	
報	告 第	5 号	令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	3

報	告第	6	号	令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	5美
報	告第	7	号	令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	7
報	告 第	8	号	令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について	9
報	告第	9	号	損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	1
報	告第	10	号	損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	3
報	告第	11	号	損害賠償(庁舎事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	5
報	告 第	12	号	損害賠償(捜査活動に伴う物損事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 67	7
報	告 第	13	号	損害賠償(誤認による取締行為)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 69	9

第 1 号

令和5年度徳島県一般会計補正予算(第1号)

令和5年度徳島県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,980,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515,761,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳

款						項						補正前の額	補 正 額	計
9	国	庫	支	出	金							千円 70, 072, 476	千円 6, 250, 160	千円 76, 322, 636
						1	国	庫	負	担	金	29, 994, 636	642, 491	30, 637, 127
						2	国	庫	補	助	金	39, 192, 385	5, 602, 008	44, 794, 393
						3	委		託		金	885, 455	5, 661	891, 116
11	寄		附		金							13, 807	4, 500	18, 307
						1	寄		附		金	13, 807	4, 500	18, 307
12	繰		入		金							85, 011, 323	3, 561, 214	88, 572, 537
						2	基	金	繰	入	金	21, 408, 264	3, 561, 214	24, 969, 478
14	諸		収		入							14, 428, 628	2, 019, 126	16, 447, 754
						3	公営	企業	貸付金	& 元 利	収入	2, 040, 000	2, 000, 000	4, 040, 000
						7	雑				入	4, 859, 720	19, 126	4, 878, 846
15	県				債							38, 824, 000	1, 145, 000	39, 969, 000
						1	県				債	38, 824, 000	1, 145, 000	39, 969, 000
		歳		入			合		計	-		502, 781, 000	12, 980, 000	515, 761, 000

歳	出

		款						項			補正前の額	補	正額	計
2	総	務		費							千円 25, 515, 060		千円 1, 130, 338	千円 26, 645, 398
					1	総	務	管	理	費	12, 784, 071		68, 478	12, 852, 549
					2	企		画		費	4, 925, 058		742, 860	5, 667, 918
					6	防		災		費	3, 010, 560		319, 000	3, 329, 560
3	民	生		費							67, 963, 669		1, 896, 018	69, 859, 687
					1	社	会	福	祉	費	49, 474, 498		1, 728, 240	51, 202, 738
					2	児	童	福	祉	費	13, 791, 261		162, 380	13, 953, 641
					3	生	活	保	護	費	4, 697, 910		5, 398	4, 703, 308
4	衛	生		費							35, 308, 467		5, 033, 144	40, 341, 611
					1	公	衆	衛	生	費	8, 545, 994		1, 174, 691	9, 720, 685
					2	環	境	衛	生	費	3, 703, 200		221, 978	3, 925, 178
					4	医		薬		費	14, 734, 819		1, 636, 475	16, 371, 294
					5	病	院	事	業	費	6, 714, 682		2, 000, 000	8, 714, 682
6	農	林 水 産	業	費							29, 131, 325		638, 990	29, 770, 315
					1	農		業		費	4, 506, 262		53, 891	4, 560, 153

			2	袁		芸		費	588, 394	341, 400	929, 794	
		-							000, 074	011, 100	323, 134	
			3	畜	産		業	費	1, 347, 230	66, 914	1, 414, 144	
			4	農		地		費	10, 019, 328	110, 920	10, 130, 248	
			5	林		業		費	10, 397, 520	20, 000	10, 417, 520	
			6	水	産		業	費	2, 272, 591	45, 865	2, 318, 456	
7 商	工	費							66, 889, 785	1, 787, 602	68, 677, 387	
			1	商		業		費	61, 696, 113	610, 797	62, 306, 910	
		,	2	エ	鉱		業	費	3, 751, 090	965, 205	4, 716, 295	
		,	3	観		光		費	1, 442, 582	211, 600	1, 654, 182	
8 土	木	費							50, 390, 927	30, 000	50, 420, 927	
			4	港		湾		費	4, 152, 466	10,000	4, 162, 466	
		,	6	住		宅		費	1, 384, 607	20, 000	1, 404, 607	
9 警	察	費							21, 445, 874	337, 763	21, 783, 637	
			1	<u></u>	察	管	理	費	19, 254, 754	190, 354	19, 445, 108	
			2	整言	察	活	動	費	2, 191, 120	147, 409	2, 338, 529	
10 教	育	費							83, 596, 215	2, 126, 145	85, 722, 360	
			1	教	育	総	務	費	11, 427, 751	702, 124	12, 129, 875	

	4	高	等	学	校	費	18, 417, 453	1, 354, 324	19, 771, 777
	5	特易	川 支	援	学 校	費	9, 927, 164	33, 942	9, 961, 106
	6	社	会	教	育	費	4, 204, 584	20, 535	4, 225, 119
	7	保	健	体	育	費	1, 206, 745	15, 220	1, 221, 965
歳 出	ĺ.	合		言	†		502, 781, 000	12, 980, 000	515, 761, 000

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事	項	期	間	限	度	額
「環境配慮型」未来創生交番整備事業工事請負等契約		令和 6	5 年 度		86,	792千円

2 変 更

車	佰		補	E	前			補	E	後	
#	块	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
高校施設整備事業工事請負等契約		令 和	6 年 度		461,	709千円	令 和	6 年 度		1, 594,	873千円

第3表 地方債補正

1 変 更

	起	債	0)	I	的		限	度	F	額	
	EL.		V)		пу	補	正	前	補	正	後
防災事	業							千円 284, 000			千円 346, 000
公 衆 衛	生事業							87, 000			93, 000
警察関	係事業							663, 000			713, 000
高 等 学	校整備事	業						1, 118, 000			2, 145, 000
			計					38, 824, 000			39, 969, 000

第 2 号 令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,267千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入				千円 212, 522	千円 106, 745	千円 319, 267
	1 繰	入	金	172, 363	106, 205	278, 568
	2 諸	収	入	40, 159	540	40, 699
歳 入	合	計		212, 522	106, 745	319, 267

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 212, 522	千円 106, 745	千円 319, 267
	1 早明浦ダム建設事業 都市用水負担金	52, 722	24, 954	77, 676
	2 正 木 ダ ム 建 設 事 業 都 市 用 水 負 担 金	52, 363	49	52, 412
	3 旧吉野川河口堰建設事業 都 市 用 水 負 担 金	107, 437	81, 742	189, 179
歳 出	合 計	212, 522	106, 745	319, 267

第 3 号 令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,543,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入				千円 126, 375, 585	千円 168, 359	千円 126, 543, 944
	1 繰	入	金	63, 624, 600	120, 000	63, 744, 600
	3 諸	収	入	62, 686, 531	48, 359	62, 734, 890
歳	合	計		126, 375, 585	168, 359	126, 543, 944

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	1
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126, 375, 585	千円 168, 359	千円 126, 543, 944
	1 中小企業・雇用対策事業費	126, 375, 585	168, 359	126, 543, 944
歳出	合 計	126, 375, 585	168, 359	126, 543, 944

第 4 号

令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,794,787千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 2,779,787	千円 15,000	千円 2, 794, 787
	1 使用料及び手数料	974, 120	15, 000	989, 120
歳	合 計	2, 779, 787	15, 000	2, 794, 787

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業費		千円 2, 779, 787	千円 15,000	千円 2,794,787
	1 港湾等整備事業費	2, 171, 567	15, 000	2, 186, 567
歳 出	合 計	2, 779, 787	15, 000	2, 794, 787

第 5 号

令和5年度徳島県病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度徳島県病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和5年度徳島県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入			
第1款 資 本 的 収 万	Į.	3,845,432千円	2,000,000千円	5,845,432千円
第3項 他会計からの借入	、金	2,000,000千円	2,000,000千円	4,000,000千円
支	出			
第1款 資 本 的 支 员	Н	5,076,056千円	2,000,000千円	7,076,056千円
第3項 他会計からの借入金値	賞還金	2,240,000千円	2,000,000千円	4,240,000千円
(一時借入金)				

第3条 予算第6条中「2,000,000千円」を「4,000,000千円」に改める。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第六号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

今和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十九の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同項6を次のように改める。

政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の

徴収又は当該職員による確認

第二条第二項の表三十の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同表三十一の項々を次のように改める。

4 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の

徴収又は当該職員による確認

图 图

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

を提出する理由である。 地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例条 維力中

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 紅

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項及び附則第九項を次のように改める。

- においては、第六条及び第十一条第一項の規定は、適用しない。 県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、危険業務手当を支給する。この場合で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)から、職員が特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等
- める額とする。 えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、四千円)を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて人事委員会規則で定り 前項の規定により支給する危険業務手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円(緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与

图 图

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が廃止されたこと及び特定新型インフルエンザ等に

	18
6り生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる	る必要がある。これが、
この条例案を提出する理由である。	

第八号

一部改正について地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の

正する条例を次のように定める。 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 紅

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

うに改正する。 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例(平成二十二年徳島県条例第三十五号)の一部を次のよ

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

图 图

- ここの条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

提案理由

内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域

令和5年6月議案

第九号

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳鳥県知事 後 藤 田 띰

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県未来創生文化関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に致める。

强 三

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

ように定める。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

令」を「内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。第五条中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成十八年徳島県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

图 强

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部が改

新十 l 中

徳島県上整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県上整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県・主整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項を次のように致める。

三十六 三條

別表第一の三十七の項中「租税特別措置法施行令」の下に「(昭和三十二年政令第四十三号)」を加える。

当 送

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出する理由である。たことに伴い、当該一定の土地等の譲渡に当該特例等を適用するための認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提租税特別措置法の一部が改正され、優良住宅地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象から一定の土地等の譲渡が除外され

無十二中

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

今和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第一の七十八の三の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。徳島県警察関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

强 忌

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を定 無十III字

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

のように改める。 附則第七項の前の見出しを「(特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例)」に改め、同項及び附則第八項を次徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 支給しない。 該業務等に従事したときに支給されることとなるもの(人事委員会規則で定める手当を除く。)については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、の患者に係る業務等であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当ザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)す 警察職員が特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型インフルエン
- のに従事した場合にあっては、四千円)を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。 ∞ 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき干五百円(心身に著しい負担を与える業務等で人事委員会規則で定めるも

图 图

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

れが、この条例案を提出する理由である。より生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。こ国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が廃止されたこと及び特定新型インフルエンザ等に

第 14 号

第2三好寮・三好市地域利便性施設(仮称)新築工事のうち建築工事の請負契約について 次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

- 1 工 事 名 第2三好寮・三好市地域利便性施設(仮称)新築工事のうち建築工事
- 2 工 事 箇 所 三好市池田町マチ
- 3 工 期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和6年7月31日まで
- 4 契 約 金 額 900,790,000円
- 5 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 6 契 約 の 相 手 方 北岡組・山全 三好寮新築工事共同企業体

代表構成員 美馬市美馬町字妙見67番地 2

株式会社 北岡組

代表取締役 北岡眞文

構 成 員 三好市池田町白地井ノ久保929番地2

株式会社 山全

代表取締役 牛尾正治

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を 提出する理由である。

報告第1号

令和4年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

				_							1				
款	陌	事	業名	継続の総	費	令和 4 年	F度継続費 ⁻	予算現額	支出済額	残額	翌年度逓	左	の 財 特	源 内 定 財	 源
示人	項	尹	未 石	継続の総	費額	予 算計上額	前年度逓 次繰越額	計	及び支出見 込額		翌年度逓次繰越額	繰越金	国支出金	地方債	その他
8 土 木 費	2 道 路 橋りょう費	一ノ瀬 新 記	順トンネル 安 事 業	2, 700, 0	円 000, 000	300, 000, 000		300, 000, 000	120, 000, 000	180, 000, 000	日 180, 000, 000	9,000,000	90,000, 000	81,000, 000	
		色面新記	トンネル 安 事 業	1, 200, 0	000,	700, 000,		880, 000,	180, 000,			18, 500, 000	454, 300, 000		
		恵ト新	北 須 浜ル業	2, 200, 0	000,	300, 000,		300, 000,	120, 000,	180, 000,	180, 000,	7, 800, 000	106, 200,	66, 000,	
	5 都市計画費	上部コ	注言高架橋 [二架設事業 3 年 度 約	1, 500, 0	000,	850, 000, 000	300, 000,	1, 150, 000, 000	640, 000,	510, 000,	510, 000, 000	19, 000,	255, 000, 000	185, 000,	(分、負) 51,000, 000
		上部コ	注言高架橋 [二架設事業 4 年 度 約 分		000,	600, 000,		600, 000,	240, 000,	360, 000,	360, 000, 000	14, 000,	180, 000,	130, 000,	(分、負) 36,000, 000

															34	
				蔵 本 公 プールスタン 整 備 事	園 1,92	2, 000, 000	656, 000, 000	658, 899, 000	1, 314, 899, 000	888, 665, 000	426, 234, 000	426, 234, 000	12, 961, 000	130, 273, 000	283, 000, 000	
10 教	育	費	5 特別支	援 特別支援等費 施設整備事	乡校 事業 4,46	1, 293, 000	1, 000, 000		1, 000, 000	0	1, 000, 000	1, 000, 000	1, 000, 000			
				'	1											

報告第2号

令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

											左	0)	財	源	内	訳
	款		項	事	業	名	金	額	翌 年 繰 越	度額	歴 収 知	未耳	仅 入	特定財	源	
	4) (,	,,,,	Н		PX	架 起	4 組	既 収 入 特 定 財 源	国支出	金	地方債	その他	一般財源
2 総	務	費	1 総務管理費	行政情報化推進	生費		360, 09	4,000	69, 0	四00,000	円	69, 000	円), 000	円	円	円
				合同庁舎等維持		į	407, 38	9, 000	75, 2	40, 000				75, 000, 000		240, 000
			2 企 画 費	航空対策費			24, 01	7, 000	2, 0	00, 000	(繰入金) 2,000,000					
				青少年センター	-整備事	業費	756, 25	4, 000	174, 0	18, 000						174, 018, 000
			5 選 挙 費	知事及び県議会	議員選	屋 举費	229, 05	4, 000	4, 0	01, 990						4, 001, 990
			6 防 災 費	防災対策指導費			230, 85	1,000	6, 0	50, 000						6, 050, 000
3 民	生	費	1 社会福祉費	社会福祉振興対	计 策費		905, 80	5, 000	300, 0	00, 000		204, 786	5, 149			95, 213, 851

総合福祉センター運営費	114, 056, 000	75, 098, 000		74, 000, 000	1, 098, 000
障がい者交流プラザ管理運営費	332, 506, 000	22, 720, 000		15, 000, 000	7, 720, 000
障がい者地域生活支援費	874, 317, 000	46, 460, 000		41, 222, 000	5, 238, 000
社会福祉施設整備事業費	301, 288, 000	300, 950, 000		200, 633, 000 26, 000, 000	74, 317, 000
老人福祉運営対策費	14, 909, 051,	338, 807, 000	(繰入金) 338, 807, 000		
老人福祉施設整備事業費	1, 983, 253, 000	128, 796, 000	(繰入金) 128, 796, 000		
児童虐待防止等対策費	109, 459, 000	28, 450, 000	(繰入金) 14, 320, 000	13, 050, 000	1, 080, 000
児童健全育成対策費	1, 506, 910, 000	115, 101, 000		105, 101, 000	10, 000, 000
特別保育対策費	938, 832, 000	77, 868, 000		74, 628, 000	3, 240, 000
児童相談所費	405, 101, 000	235, 680, 000	(繰入金) 39,000,000	157, 570, 000	39, 110, 000
児童福祉施設整備事業費	203, 133, 000	5, 470, 000		4, 000,	1, 470, 000
感染症予防費	4, 846, 376, 000	252, 102, 000		252, 102, 000	
一般環境対策費	216, 897, 000	10, 000, 000			10, 000, 000
廃棄物ゼロ社会づくり推進費	17, 270, 000	4, 220, 000		4, 220, 000	
自然公園等施設整備事業費	38, 200, 000	23, 800, 000		10, 710, 000 11, 000, 000	2, 090, 000
自然公園等維持費	43, 003, 000	7, 957, 000			7, 957, 000
	障がい者交流プラザ管理運営費 障がい者地域生活支援費 社会福祉施設整備事業費 老人福祉運営対策費 老人福祉施設整備事業費 児童虐待防止等対策費 児童健全育成対策費 児童相談所費 児童相談所費 児童福祉施設整備事業費 感染症予防費 一般環境対策費 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 自然公園等施設整備事業費	障がい者交流プラザ管理運営費 332,506,000 障がい者地域生活支援費 874,317,000 社会福祉施設整備事業費 301,288,000 老人福祉運営対策費 14,909,051,000 老人福祉施設整備事業費 1,983,253,000 児童虐待防止等対策費 109,459,000 児童健全育成対策費 1,506,910,000 特別保育対策費 938,832,000 児童相談所費 405,101,000 児童福祉施設整備事業費 203,133,000 感染症予防費 4,846,376,000 一般環境対策費 216,897,000 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 17,270,000 自然公園等施設整備事業費 38,200,000	障がい者交流プラザ管理運営費 332,506,000 22,720,000 障がい者地域生活支援費 874,317,000 46,460,000 社会福祉施設整備事業費 301,288,000 300,950,000 老人福祉運営対策費 14,909,051,000 338,807,000 28,450,000 担童虐待防止等対策費 109,459,000 28,450,000 担童健全育成対策費 1,506,910,000 115,101,000 特別保育対策費 938,832,000 77,868,000 児童相談所費 405,101,000 235,680,000 児童福祉施設整備事業費 203,133,000 5,470,000 感染症予防費 4,846,376,000 252,102,000 一般環境対策費 216,897,000 10,000,000 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 17,270,000 4,220,000 自然公園等施設整備事業費 38,200,000 23,800,000	障がい者交流プラザ管理運営費 332,506,000 22,720,000 障がい者地域生活支援費 874,317,000 46,460,000 社会福祉施設整備事業費 301,288,000 300,950,000 老人福祉運営対策費 14,909,051,000 338,807,000 老人福祉施設整備事業費 1,983,253,000 128,796,000 (繰入金) 128,796,000 児童虐待防止等対策費 109,459,000 28,450,000 (繰入金) 128,796,000 児童健全育成対策費 1,506,910,000 115,101,000 特別保育対策費 938,832,000 77,868,000 児童相談所費 405,101,000 235,680,000 (繰入金) 39,000,000 児童福祉施設整備事業費 203,133,000 5,470,000 児童福祉施設整備事業費 4,846,376,000 252,102,000 一般環境対策費 216,897,000 10,000,000 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 17,270,000 4,220,000 自然公園等施設整備事業費 38,200,000 23,800,000	職品

				廃棄物処理施設管理指導費	74, 743, 000	950, 000				950, 000
	4 医	薬	費	薬事生産指導費	910, 561, 000	10, 000, 000		10, 000, 000		
5 労 働 費	1 労	政	費	一般労政費	17, 883, 000	13, 312, 000		13, 312, 000		
	2 職 美	業訓 絲	東費	職業能力開発校整備事業費	56, 654, 000	4, 190, 780		2, 059, 000		2, 131, 780
6 農林水産業費	1 農	業	費	農林水産業未来創造事業費	440, 903, 000	16, 932, 000	(繰入金) 16, 932, 000			
				就業機会創出支援費	335, 136, 000	19, 029, 000		12, 686, 000		6, 343, 000
				経営総合対策等推進費	29, 943, 000	23, 000, 000		23, 000, 000		
				環境保全型農業推進費	369, 315, 000	189, 400, 000		189, 400, 000		
				水田農業経営対策費	147, 480, 000	66, 600, 000		66, 600, 000		
				農林水産業緊急支援費	99, 167, 000	62, 420, 000		62, 420, 000		
	2 園	芸	費	園芸振興指導費	270, 959, 000	228, 986, 000		228, 986, 000		
				農業生産総合対策等事業費	229, 042, 000	135, 000, 000		135, 000, 000		
	3 畜	産業	費	畜産振興対策費	297, 561, 000	37, 647, 658		37, 647, 658		
				家畜保健衛生所運営費	232, 519, 000	163, 961, 900			161, 000,	2, 961, 900
	4 農	地	費	土地改良施設等維持管理費	494, 684, 000	1, 000, 000		700, 000		300, 000
				県営かんがい排水事業費	185, 550, 000	158, 804, 000	(分、負) 35, 087, 000	77, 674, 000	42,000, 000 (分、負) 3,000, 000	1, 043, 000

団体な	営土地改良事業費	167, 964, 000	68, 693, 800		54, 791, 000	12,000,000		1, 902, 800
県単3	独土地改良事業費	170, 479, 000	67, 231, 172	(繰入金) 66, 287, 172				944, 000
基幹)	農道整備事業費	128, 920, 000	51, 016, 000	(分、負) 4,320,984	27, 201, 000	17, 000, 000		2, 494, 016
広域(営農団地農道整備事業費	492, 560, 000	236, 876, 000	(分、負) 19, 256, 000	122, 328, 000	82, 000,	(分、負) 4,000, 000	9, 292, 000
県営)	農道整備事業費	36, 600, 000	6, 910, 000	(分、負) 1,700,000	3, 400, 000	1, 000,		810, 000
中山事業	間地域農村活性化総合整備費	325, 800, 000	202, 041, 000	(分、負) 15,774,000	110, 891, 000	57, 000, 000	(分、負) 13,350, 000	5, 026, 000
農業	集落排水整備事業費	105, 647, 000	47, 497, 550		47, 497, 550			
経営	体育成基盤整備事業費	725, 999, 000	534, 879, 000	(分、負) 1,710,500	325, 611, 000	145, 000, 000	(分、負) 54, 176, 400	8, 381, 100
農業	水利施設保全対策事業費	2, 039, 300, 000	917, 594, 800	(諸収入) 145, 778, 598	463, 384, 250	245, 000, 000	(諸収入) 36,535, 900	26, 896, 052
農業	水利施設保全合理化事業費	144, 282, 000	66, 572, 000		66, 572, 000			
耕地;	地すべり防止事業費	430, 700, 000	326, 782, 000		160, 484, 000	156, 000, 000		10, 298, 000
老朽	ため池等整備事業費	822, 330, 000	549, 939, 000	(分、負) 38,644,800	307, 561, 500	168, 000, 000	(分、負) 24, 296, 000	11, 436, 700
地盤沒	沈下対策事業費	450, 400, 000	304, 555, 000	(分、負) 17,685,780	164, 619, 650	117, 000,	(分、負) 300,000	4, 949, 570
国営化	付带県営農地防災事業費	263, 646, 000	200, 244, 000	(分、負) 10,037,700	103, 799, 000	67, 000, 000	(分、負) 14,030, 000	5, 377, 300
震災党費	対策農業水利施設整備事業	163, 218, 000	148, 769, 000		148, 747, 000			22, 000
農地沿	海岸保全施設整備事業費	212, 780, 000	136, 462, 000		67, 025, 000	65, 000, 000		4, 437, 000

							(繰入金)				
				地籍調査費	1, 056, 010, 000	390, 099, 000	111, 000, 000	260, 066, 000			19, 033, 000
5	林	業	費	林材業振興対策費	2, 649, 927, 000	86, 500, 000		86, 500, 000			
				林業力倍增基盤整備促進事業費	458, 971, 000	336, 897, 000		336, 897, 000			
				森林環境保全整備事業費	982, 974, 000	647, 774, 000		353, 920, 000	231, 000,		62, 854, 000
				森林基盤整備事業費	2, 321, 801, 000	1, 406, 376, 000	(分、負) 53, 364, 000	895, 535, 000	393, 000, 000	(分、負) l, 926, 000	62, 551, 000
				県単独林道事業費	80, 011, 000	6, 468, 000			3, 000,		3, 468, 000
				治山事業費	2, 659, 835, 000	1, 580, 646, 000		760, 652, 000	777, 000,		42, 994, 000
				林野地すべり防止事業費	292, 599, 000	213, 846, 000		104, 094, 000	104, 000,		5, 752, 000
				県単独治山事業費	87, 619, 000	16, 888, 000			16, 000,		888, 000
				治山維持補修費	79, 896, 000	12, 756, 000			12, 000,		756, 000
6	水	産	業費	漁業漁村活性化推進費	36, 071, 000	25, 300, 000		25, 300, 000			
				漁業調査船運航管理費	112, 161, 000	46, 700, 000	(繰入金) 40,000,000				6, 700, 000
				県管理漁港維持補修費	147, 319, 000	61, 167, 064		7, 000, 000			47, 167, 064
				広域漁港整備事業費	681, 150, 000	396, 065, 000	(分、負) 3,533,470	191, 471, 400		(分、負) 38,635, 915	5, 424, 215
				水産物供給基盤機能保全事業費	604, 970, 000	358, 000, 000	(分、負) 26, 750, 292	174, 727, 400	129, 000, 000	(分、負) 18,674, 216	8, 848, 092
				水域環境保全創造事業費	64, 150, 000	38, 000, 000		18, 793, 910	17, 000,		2, 206, 090

												2 000	(分、負) 654,766	
							漁港環境整備事業費	8, 640, 000	5, 000, 000		2, 338, 450	000,	654, 766	6, 784
							漁港海岸保全施設整備事業費	181, 790, 000	113, 298, 320		71, 762, 360	29, 000, 000		12, 535, 960
							県単独漁港漁場整備事業費	41, 311, 000	22, 373, 000			17, 000, 000	(分、負) 4,474, 600	898, 400
7	商	エ	費	1 商	業	費	中小企業総合支援費	3, 632, 953, 000	51, 865, 000		6, 865, 000			45, 000, 000
							金融あっ旋指導費	4, 371, 685, 000	820, 336, 000		134, 016, 000			686, 320, 000
							物産観光交流プラザ運営費	17, 263, 000	1, 488, 000					1, 488, 000
				3 観	光	費	観光交流推進費	7, 049, 550, 000	922, 439, 000		922, 439, 000			
							観光施設管理運営費	799, 190, 000	99, 426, 100			88, 000, 000		8, 426, 100
8	土	木	費	1 土 7	木管耳	里 費	土木企画調整事業費	160, 984, 000	19, 525, 984	(繰入金) 14, 397, 984				5, 128, 000
				2 道路	橋りょ	う費	道路関係市町村指導監督事務費	6, 605, 000	900, 000		900, 000			
							高速自動車道対策事業費	450, 306, 000	255, 510, 474	(繰入金) 11,000,000		114, 000, 000		130, 510, 474
							高速道路整備支援事業費	324, 482, 000	129, 924, 332					129, 924, 332
							道路維持修繕費	4, 916, 252, 000	1, 512, 400, 000			944, 000, 000		568, 400, 000
							道路局部改良事業費	650, 000, 000	286, 500, 000	(分、負) 42,009,996		26, 000, 000	(分、負) 824, 273	217, 665, 731
							路側整備事業費	356, 523, 000	200, 300, 000	(繰入金) 88, 300, 000		112, 000,		
							道路改築事業費	2, 883, 000, 000	1, 582, 900, 619		860, 408, 936	673, 000, 000		49, 491, 683

	緊急地方道路整備事業費	14, 486, 130,	8, 640, 868, 881	(諸収入) 3, 888, 500	5, 328, 337, 064	3, 089, 800, 000	218, 843, 317
	交通安全対策事業費	456, 215, 000	88, 470, 000	(反則金) 22,924,000 (分、負) 191,200		22, 000,	43, 354, 800
	橋りょう修繕費	200, 000, 000	93, 411, 000	(繰入金)		70, 000,	
3 河川海岸費	河川管理費	167, 584, 000	31, 530, 600			31, 000,	530, 600
	堰堤管理費	113, 533, 000	1, 874, 400				1, 874, 400
	河川海岸維持修繕費	2, 579, 132, 000	1, 544, 093, 000		10, 500, 000	1, 262, 000, 000	271, 593, 000
	河川特殊改良事業費	166, 000, 000	96, 500, 000			94, 000,	2, 500, 000
	広域河川改修事業費	2, 267, 000, 000	1, 913, 000, 000		931, 750, 000	912,000, 000 ^{(計} 42,	行以入) (000, 27, 250, 000 (000)
	総合流域防災事業費	7, 053, 710, 000	5, 900, 180, 000	(分、負) 3,018,075 (繰入金) 89,408,000	2, 924, 991, 000	2, 744, 000, 000	、負) 20,500 138,342,425
	地震・高潮対策河川事業費	1, 460, 900, 000	1, 248, 950, 000		620, 565, 000	609, 000,	19, 385, 000
	堰堤改良事業費	568, 041, 000	534, 922, 000		186, 357, 000	271, 000,	77, 565, 000
	河川管理施設長寿命化事業費	2, 414, 500, 000	2, 197, 000, 000		1, 096, 227, 000	1, 091, 000, 000	9, 773, 000
	通常砂防事業費	768, 500, 000	538, 170, 000		268, 842, 000	249, 000,	20, 328, 000
	地すべり対策事業費	1, 832, 500, 000	1, 300, 675, 000	(繰入金) 28, 303, 000	648, 872, 000	619, 000,	4, 500, 000
	急傾斜地崩壞対策事業費	261, 000, 000	186, 010, 000	(分、負) 12,635,028	85, 296, 000	80, 000, (5)	(美) 325, 242 5, 753, 730
	県単独砂防事業費	95, 000, 000	24, 280, 000	(分、負) 9,987,054		13, 000,	1, 292, 946

	砂防維持修繕費	239, 346, 000	92, 811, 000			86, 000,		6, 811, 000
						50, 000,		
	県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65, 000, 000	57, 075, 000			000		7, 075, 000
	災害防止対策緊急事業費	100, 000, 000	77, 030, 000					77, 030, 000
	海岸侵食対策事業費	272, 000, 000	88, 340, 000		44, 153, 000	42, 000, 000		2, 187, 000
	津波・高潮危機管理対策緊急事 業費	115, 000, 000	67, 400, 000		33, 692, 000	31,000,000		2, 708, 000
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業 費	525, 500, 000	464, 100, 000		231, 981, 000	227, 000,		5, 119, 000
4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	851, 166, 000	350, 322, 000		10, 150, 000	87, 000, 000		253, 172, 000
	港湾環境整備費	57, 184, 000	11, 000, 000	(繰入金) 2,000,000	5, 000, 000			4, 000, 000
	県単独港湾整備事業費	857, 000, 000	412, 530, 000					412, 530, 000
	港湾改修事業費	283, 500, 000	233, 825, 000		116, 897, 156	74, 000,	(分、負) 35,069, 147	7, 858, 697
	港湾海岸保全施設整備事業費	1, 314, 900, 000	1, 120, 079, 000		559, 494, 336			38, 584, 664
	港湾環境整備事業費	388, 000, 000	341, 570, 000		160, 769, 850	154, 000, 000	(分、負) 9,000, 000	17, 800, 150
	港湾補修事業費	2, 333, 900, 000	1, 709, 796, 000	(繰入金) 98, 124, 789	600, 771, 211	952, 000, 000		58, 900, 000
5 都市計画費	都市計画調査事業費	9, 000, 000	6, 000, 000					6, 000, 000
	公共下水道整備促進事業費	82, 238, 000	20, 689, 574		371, 437		(諸収入) 19,946, 700	371, 437
	街路事業費	1, 606, 250, 000	60, 009, 000	(繰入金) 1,000,000	26, 363, 000	18, 000,	(分、負) 5,992, 433	8, 653, 567

				緊急地方道路整備事業費	745, 800, 000	383, 291, 000	(分、負) 2,901,836 (繰入金) 5,000,000	198, 810, 000	95, 000.	(分、負) 30,794, 568 (諸収入) 46,201, 000	4, 583, 596
				公園整備事業費	2, 113, 360, 000	573, 257, 000	(繰入金) 23, 100, 000	234, 432, 000	243, 000, 000		72, 725, 000
				公園維持修繕費	457, 512, 000	20, 209, 284					20, 209, 284
			6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	2, 140, 806, 000	793, 171, 046		366, 135, 000			427, 036, 046
				建築物耐震化推進費	203, 622, 000	54, 825, 550					54, 825, 550
9 警	察	費	2 警察活動費	交通安全施設整備事業費	1, 105, 290, 000	25, 320, 000		12, 660, 000	12, 000,		660, 000
10 教	育	費	1 教育総務費	教育財産取得及び管理費	36, 605, 000	12, 841, 000					12, 841, 000
				私立学校振興費	1, 036, 170, 000	14, 837, 000		14, 837, 000			
				学校教育振興費	178, 701, 000	31, 620, 000		31, 620, 000			
				生徒指導費	51, 760, 000	5, 200, 000		3, 900, 000			1, 300, 000
				総合教育センター管理運営費	631, 259, 000	45, 875, 000		8, 311, 000		(諸収入) 1,909, 000	35, 655, 000
			3 中 学 校 費	学校管理運営費	95, 094, 000	4, 050, 000		4, 050, 000			
			4 高等学校費	全日制高等学校管理費	1, 250, 452, 000	69, 750, 000		69, 750, 000			
				定時制高等学校管理費	66, 147, 000	2, 250, 000		2, 250, 000			
				高校施設整備事業費	3, 537, 331, 000	2, 586, 507, 000	(繰入金) 160, 000, 000	3, 628, 000	2, 182, 000, 000	(諸収入) 416,000	240, 463, 000

	5 特別支援学校費	学校管理運営費	607, 446, 000	128, 250, 000		128, 250, 000		
		特別支援学校施設整備事業費	289, 858, 000	120, 580, 000	(繰入金) 10,000,000			110, 580, 000
	6 社会教育費	少年自然の家管理運営費	138, 195, 000	44, 676, 000			44, 000,	676, 000
		文化財保護費	84, 468, 000	1, 792, 000				1, 792, 000
		新ホール整備事業費	644, 030, 000	384, 445, 000	(繰入金) 42,600,000	169, 584, 800	172, 000,	260, 200
		21世紀館運営費	554, 213, 000	23, 100, 000			20, 000,	3, 100, 000
	7 保健体育費	学校安全管理指導費	123, 234, 000	10, 140, 000		10, 140, 000		
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設 1 災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災 害復旧事業費	49, 000, 000	42, 835, 000		41, 035, 000		1, 800, 000
		過年発生災害林道復旧事業費	103, 250, 000	63, 820, 000		63, 820, 000		
		現年発生災害林道復旧事業費	111, 684, 000	47, 888, 000		47, 002, 000		886, 000
	2 土 木 施 設 実 復 旧 費	過年発生河川等施設災害復旧事 業費	131, 000, 000	47, 971, 000		30, 602, 000	15, 000, 000	2, 369, 000
		現年発生河川等施設災害復旧事 業費	22, 000, 000	12, 439, 000		8, 012, 000	4,000,000	427, 000
		市町村災害復旧事業監督事務費	3, 067, 000	600, 000		600, 000		

2 特 別 会	計														
										左	0)	財	源	内	訳
款	項	事	業	名	金	額	翌年	E 度 額		T VI T	未	识 入	特 定 財	源	
7,500		4.		- 14	_3124	но	繰 走	区 額	1	既 収 入特定財源	国支	出金	地方債	その他	一般財源
1 公用地公共用地 1 取 得 事 業 費	1 公用地公共用地 1 取 得 事 業 費	公田地公共	 中用地取得	非 業費	542 3	円 00,000	14 (P 903, 64	円 (約	操入金) 円 5,525,000		円	7,000,	円	円
1 取得事業質	1 取得事業費	2/11-62/	(/11/20-1/11)	F 水 菜	012, 0	00, 000	11, (700, 01	1 (約	5,525,000 操越金) 2,378,641			000		
1 港 湾 等 費 盤 備 事 業 費	1 港 湾 等 費	港湾施設/	内規模改良哥	事業費	122, 5	33, 000	79, 2	281, 81	0 (億	吏、手) 79, 281, 810					
		上屋管理費	书		52, 9	94, 000	14, 9	34, 73	6 (信	吏、手) 14,934,736					
		施設等運営	営費		162, 8	19, 000	2, (00,00	0 (億	吏、手) 2,000,000					

報告第3号

令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左の内訳 支出支 済額未済	支出負担 一行 為 一子 定 額	翌年度線越額	左 既 収 入 特定財源	の 未収入 ⁴ 国支出金	源 内 寺定財源 地方債	一般財源	説明
2 総 務 費	1 総務管理費	行政情報化推進費	万 543, 169, 858	円 461, 305, 81, 864	円 円	81, 864,	円 (繰越金) 81,864, 792		円	円	国の計画の変更により計 画の変更を余儀なくされ たため。
	6 防 災 費	防災対策指導費	193, 450, 400	115, 171, 78, 278 650 7	50	78, 278, 750	(繰越金) 278, 750		78, 000, 000		資材の調達が困難になっ たため。
6農林	1 農 業 費	経営総合対策等推進費	57, 605, 000	55, 651, 000 1, 954, 0	00	1, 954, 000		1, 954, 000			資材の調達が困難になっ たため。
	4 農 地 費	団体営土地改良事業費	4, 140, 000	1, 656, 000 2, 484, 0	00	2, 484,	(繰越金) 504,000	1, 980, 000			資材の調達が困難になっ たため。
		中 山 間 地 域 農 村 活 性 化 総合整備事業費	51, 036, 000	37, 078, 13, 957 800 2	00	13, 957, 200	(繰越金) 326, 200	11, 631, 000	2, 000,		資材の調達が困難になっ たため。

		農業水利施設保全対策事業費	8, 640, 720 3, 456, 000	5, 184, 720		5, 184, 720			1, 000,	資材の調達が困難になっ たため。
		老 朽 た め 池 等 整 備 事 業 費	98, 662, 300 ^{39, 287} , 400	59, 374, 900		59, 374, 900		32, 655, 755		計画に関する協議が難航したため。
		国営付帯県営農地防災事業費	63, 023, 400 ^{24, 882} , 000	38, 141, 400		38, 141, 400	(繰越金) 4,165, 060	20, 976, 340	13, 000,	資材の調達が困難になっ たため。
	5 林 業 費	林材業振興対策費	1, 046, 870, 000	1, 046, 870, 000		1, 046, 870, 000		1, 046, 870, 000		資材の調達が困難になっ たため。
		森林基盤整備事業費	90, 452, 000 27, 484, 000	62, 968, 000		62, 968, 000	(繰越金) 6,816, 000	37, 152, 000		災害の発生等により計画 の変更を余儀なくされた ため。
		治 山 事 業 費	73, 992, 000 26, 356, 000	47, 636, 000		47, 636, 000		23, 636, 000	24, 000, 000	災害の発生等により計画 の変更を余儀なくされた ため。
	6 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業費	8, 897, 400 3, 559, 000	5, 338, 400		5, 338, 400	200	2, 669, 200	1,000,000	計画に関する協議が難航したため。
8 土 木 費	2 道 路 橋りょう費	道路改築事業費	1, 023, 731, 409, 491, 500	614, 240, 500	126, 500	614, 367, 000	(繰越金) 7,530, 000	337, 837, 000	269, 000, 000	計画に関する協議が難航したため。
		緊急地方道路整備事業費	867, 538, 978 409, 233, 378	458, 305, 600	456, 400	458, 762, 000	(繰越金) 10,470, 000	283, 292, 000	165, 000, 000	計画に関する協議が難航したため。
	3 河川海岸費	広域河川改修事業費	432, 230, 442	432, 230, 442	503, 558	432, 734, 000	000	216, 117, 000	211, 000, 000	計画に関する協議が難航したため。
		総合流域防災事業費	1, 776, 807, 115	1, 776, 807, 115	3, 027, 885	1, 779, 835, 000	000	888, 149, 000		計画に関する協議が難航したため。
		地震・高潮対策河川事業費	604, 478, 300	604, 478, 300	1, 700	604, 480,	(繰越金) 2, 240, 000	302, 240, 000	300, 000,	計画に関する協議が難航したため。

£	堰堤改良事業費	228, 088, 500	228, 088, 500	256, 397	228, 344, 897	(繰越金) 30, 180, 897	79, 164, 000	119, 000, 000		計画に関する協議が難航したため。
3	河川管理施設長寿命化事業費	1, 143, 363, 800	1, 143, 363, 800	200	364, 000	000		569, 000, 000		計画に関する協議が難航したため。
	通常砂防事業費	220, 227, 500	220, 227, 500	95, 500	220, 323, 000	(繰越金) 8, 207, 000	110, 116, 000			計画に関する協議が難航したため。
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	62, 177, 400	62, 177, 400		000	000	000	28, 000, 000		計画に関する協議が難航したため。
4 港 湾 費	港湾海岸保全施設整 備 事 業 費	878, 626, 010 536, 888, 210		200	341, 738, 000	(繰越金) 16,869, 100	170, 868, 900			地元調整に不測の日時を 要したため。
Ž	港湾補修事業費	244, 943, 700 172, 563, 700	72, 380,	10, 000	72, 390, 000	(繰越金) 2,078, 000		44, 000, 000		地元調整に不測の日時を 要したため。
9 警察費 1 警察管理費	管理運営費	5, 234, 526 4, 987, 026	247, 500		247, 500				247, 500	資材の調達が困難になっ たため。

2 特 別 会 計

款	盾	車 娄 夕	支出負担	左の内訳	支出負担 翌 年 度	左の財産は未収入	源内訳 特定財源	
AY	A	尹	行為額	支 出 支 出 済 額 未済額	行	既 収 入 特定財源 国支出金	一般財源 地方債	19J
1 港 湾 等 整備事業費	1 港 湾 等 整備事業費	港湾施設小規模改良事 業 費	円 105, 586, 651	67, 346, 38, 240, 337	円 38, 240, 337	円 (繰越金) 38, 240, 337		資材の調達が困難になっ たため。

報告第4号

令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

型	т哲	市	**	Ø	予算計上額	支払義	務	翌	年	度	左	0		源内部		<u>₹</u>	H	宏石	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の	兴	ПП
款	垻	尹	未	名	√ 异司 <u></u> 上	発 生	額	繰	越	度額	企	業	債	損益勘留保資	定金	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	用	額	るたな卸資産の購入限度額	武	197
1 資本的支出	1 建設改良費	医整	療器械備事	等業	1, 468, 820, 900	642, 443,	円 810	697,	569,	円 887	696,	000,	円 000	1, 569, 8	円 887	128, 8	306, 3	円 303	円	計画に関する協が難航したため	協議

報告第5号

令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業	名	継	続	費			令 和 予	算	年度 編現	Ĺ	t 費 額		支払発	義 務 生	残	額	翌逓	年	度次	翌係	年度る	更通》 財	欠繰越 源 「	額に対訳	翌年度逓次 繰越額に係 る繰越を要
7,95	75	子 人	11	0)	総	額	予計	上	算額	前逓繰	年礼越		計		(見i		/2	115	繰	越	額	営	業収	又益	損益留保	勘定資金	するたな卸 資産の購入 限度額
事 業 1 費 用	1 営業用	日発3発改	谷所車機業	461,	743,	円 000 ,	310,	228,	円 000	76,	707, 4	円 66	386, 935,	円 466	116, 3	円 24, 903	270, 610,	円 563	270,	, 610,	円 , 563	270	, 610	円, 563		円	円
1 資本的	1 建設 改良費		谷所車機業	254,	981,	, 000	137,	544,	000	63,	585, 5	34	201, 129,	534	36, 9	56, 097	164, 173,	437	164,	, 173,	, 437				164, 1	73, 437	

報告第6号

令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

款	真 事 業	呂 予算計上額	支払義務発生額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳 揖益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要産 るたな限度 たな限度	説明
1 資本的支出 1 建設	改良費 既設設備改良工	下 751, 519, 000	円 537, 706, 498	円 161, 678, 500	円 161, 678, 500	円 52, 134, 002	円	計画に関する協議が難航したため。

地方公営企	·業法第26条第 2	項ただし	し書の規	定に	よる事故繰越	額													
款	項	事	業	名	予算計上額	支払義務	翌	年越	度額	左	の財	源内	訳	不	用	額	翌年度繰越額に係る繰越を要す	説	明
73/4			<i></i>	-14				越		営	業	収	益	. ,	/ 13		るたな卸資産の購入限度額	ри	
1 事業費用	1 営業費用	日野	谷 発 電 物 現 新 業	所状務	円 15, 563, 000	円		, 562,	800			15, 56	円 52, 800		:	円 200	円	計画に関が難航し	する協議 たため。
		川口 タ 土砂移	ダム 調 虫 動検討 ӭ	を と と と 務	19, 466, 000	4, 257, 000	9	, 933,	000			9, 93	33, 000	5,	276,	000		計画に関が難航し	する協議 たため。
		明本	申 ダ 美等取替]	ム Ľ事	2, 201, 000	880, 120	1	, 320,	219			1, 32	20, 219			661		資材の調になった	達が困難ため。

報告第7号

令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事	業	名	予計.	算 上 額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左 (国 庫 補助金	の財源 その他収入	内 訳 損益勘定 留保資金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川水 道	北岸工美 改良工	美用	479, 3	円 09, 000	199, 451, 369) 270, 203, 952	日 2 13, 320, 000	99, 113, 000	ш	円 9, 653, 679	円	計画に関する 協議が難航し たため。
		阿南立	工業用水 良 工	道事	151, 8	66, 000	22, 221, 679	119, 521, 040	5, 000, 000	28, 977, 360	85, 543, 680	10, 123, 281		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26	条第2項ただし	書の規定によ	る事故繰越額
	/ // // / / / / / / / L		

款	項	事	業	名	予算計上額	支払義務 発生額	翌	年月越		左の財	源内訳	一不	用	額	翌年度繰越額にはる機能を発表したない。	説明
示人	以				√ 异 司 <u></u> 上 彼	発 生 額	繰	越	額	その他収入	営業収益		用	領	るたな卸資産の 購入限度額	100 97
1 事業費用	1 営業費用	阿男主 名 内 子 入	L業用を 電動機 ル 点 れ他コ	水 道 横 事	円 24, 698, 850	9, 878, 000			円 50	円	F 14, 820, 85	1		円	P	計画に関する協議が難航したため。
		阿2設手	「業用ス 送水ポ 内 部 れ 工	水ン点が後事	27, 201, 735		27,	, 201, 7	35		27, 201, 73	5				資材の調達が困難 になったため。
		阿第記端	工業用方 也下水分 又水、分 盤取替	水送送工	2, 563, 000	632, 040		945, 3	63	630, 242	315, 12	1	985,	597		資材の調達が困難 になったため。
		阿南 2 号電 取	に業用え 電動制え 替 工	水道 水弁 事	1, 190, 000			869, 4	76		869, 47	6	320,	524		資材の調達が困難 になったため。
		ヤンタ	管 理 推 し 中 テ 、 検 」	業用	55, 773, 000	22, 308, 000	33,	, 462, 0	00		33, 462, 00	0	3,	000		資材の調達が困難 になったため。

報告第8号

令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書

些	TÉ	事業名	予 算	支払義務 発 生 額	翌年度線越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要す	34 III	明		
款	以	学 未	名	計上額	発生額	繰越額	企業債	補助金	負担金	不用額	るたな卸資産の購入限度額	记	1973
1 資本的支出	1 建設改良費	旧 吉 野流 域 下 才建 設 改 良	川道業	80,000,000	円 56, 181, 300	円 23, 818, 700	円 5,000,000	円 12, 864, 025	円 5, 954, 675	円	円	計画に関協議が難たため。	する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

報告第9号

損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 79, 250	令和5年2月27日	徳島市地内	令和5年5月25日
徳島市在住 1名	159, 335	令和5年3月30日	徳島市地内	令和5年5月26日
徳島市所在 1法人	8, 800	令和 4 年12月16日	徳島市地内	令和 5 年 5 月29日
吉野川市所在 1法人	69, 832	令和 4 年12月27日	板野郡藍住町地内	令和5年5月29日
板野郡板野町所在 1法人	138, 000	令和5年3月1日	板野郡板野町地内	令和 5 年 5 月29日

報告第10号

損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
香川県高松市所在 1法人	127,000	令和 4 年12月26日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和5年5月24日
海部郡美波町在住 1名	395, 000	令和5年1月27日	海部郡美波町地内 (県道阿南鷲敷日和佐線)	令和5年5月24日
阿南市在住 1名	96, 000	令和5年3月17日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	令和5年5月24日
徳島市在住 1名	174, 000	令和5年3月18日	鳴門市地内 (県道亀浦港櫛木線)	令和5年5月24日
那賀郡那賀町在住 1名	260, 000	令和5年3月18日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年5月24日
美馬市在住 1名	17, 000	令和5年3月18日	美馬市地内 (国道193号)	令和5年5月24日

報告第11号

損害賠償(庁舎事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

庁舎事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額 事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	専決処分年月日
板野郡上板町在住 1名	95,573 令和5年3月8日	板野郡上板町 県立農林水産総合技術支援セン ター	令和5年5月12日

報告第12号

損害賠償(捜査活動に伴う物損事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額 事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 10,890 令和4年12月4日	徳島市地内	令和5年5月29日
小松島市在住 1名	26,400 令和5年1月24日	小松島市地内	令和5年5月29日
鳴門市在住 1名	5,023 令和5年4月10日	鳴門市地内	令和5年5月29日

報告第13号

損害賠償(誤認による取締行為)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

誤認による取締行為に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額 取締年月日	取 締 場 所	専決処分年月日
高知県高知市在住 1名	円 550 令和 4 年 5 月17日	美馬市地内	令和5年5月29日
美馬市在住 1名	22, 369 令和 4 年 8 月 29日	美馬市地内	令和5年5月29日